

○ 蕪崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成30年3月9日規則第2号

改正

平成30年12月26日規則第39号

令和元年9月20日規則第10号

蕪崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蕪崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年12月蕪崎市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蕪崎市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（平成20年3月蕪崎市条例第5号。以下この項において「重度心身医療費条例」という。）第3条に規定する医療費の助成対象となる者（次条において「重度心身医療受給者」という。）に係る重度心身医療費条例第8条の規定による申請の受理、その申請に係る審査若しくは認定又は受給者証の交付に関する事務
- (2) 重度心身医療費条例第5条の規定による医療費の助成に関する事務
- (3) 重度心身医療費条例第10条の規定による届出の審査に関する事務

2 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蕪崎市放課後児童クラブ条例（平成23年3月蕪崎市条例第1号。以下この項において「放課後児童クラブ条例」という。）第5条に規定する児童クラブを利用できる者（第4条において「利用児童」という。）に係る放課後児童クラブ条例第9条の規定による利用の許可に関する事務
- (2) 放課後児童クラブ条例第11条の規定による利用料の減額又は免除に関する事務

3 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 蕪崎市病児・病後児保育所条例（平成23年6月蕪崎市条例第15号。以下この項において「病児・病後児保育所条例」という。）第6条に規定する病児・病後児保育所を利用できる者（第5条において「対象児童」という。）に係る病児・病後児保育所条例第9条の規定による利用

の許可に関する事務

(2) 病児・病後児保育所条例第10条の規定による利用料の減額又は免除に関する事務

4 条例別表第1第8項の規則で定める事務は、社会福祉法人等介護サービス利用者負担額の軽減に対する申請及びその認定に関する事務とする。

5 条例別表第1第9項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施に関する事務

(2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務

(4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務

(5) 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(6) 生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(7) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務

(8) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務

（個人番号等の利用に係る事務及び情報）

第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、第2条第1項第1号又は第3号に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第1項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 前項の事務に係る重度心身医療受給者の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）

(2) 前項の事務に係る重度心身医療受給者の生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）

(3) 前項の事務に係る重度心身医療受給者又は重度心身医療受給者と同一の世帯に属する者の地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定

した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

(4) 前項の事務に係る重度心身医療受給者又は重度心身医療受給者と同一の世帯に属する者の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）

(5) 前項の事務に係る重度心身医療受給者の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

第4条 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、第2条第2項第2号に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第3項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 前項の事務に係る利用児童又は利用児童の保護者と同一の世帯に属する者の障害者関係情報

(2) 前項の事務に係る利用児童の保護者の生活保護関係情報

(3) 前項の事務に係る利用児童の保護者と同一の世帯に属する者の地方税関係情報

(4) 前項の事務に係る利用児童又は利用児童の保護者と同一の世帯に属する者の住民票関係情報

(5) 前項の事務に係る利用児童の保護者と同一の世帯に属する者の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

第5条 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、第2条第3項第2号に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第4項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 前項の事務に係る対象児童の保護者の生活保護関係情報

(2) 前項の事務に係る対象児童と同一の世帯に属する者の地方税関係情報

(3) 前項の事務に係る対象児童と同一の世帯に属する者の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（第8条において「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）

(4) 前項の事務に係る対象児童と同一の世帯に属する者の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

第6条 削除

第7条 条例別表第2第8項の規則で定める事務は、第2条第4項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第8項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

(1) 前項の事務に係る社会福祉法人等介護サービス利用者負担額の軽減を受けようとする者

(以下この項において「軽減対象者」という。)の生活保護関係情報

- (2) 前項の事務に係る軽減対象者又は軽減対象者と同一の世帯に属する者の地方税関係情報
- (3) 前項の事務に係る軽減対象者の生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

第8条 条例別表第2第9項の規則で定める事務は、第2条第5項に掲げる事務とする。

2 条例別表第2第9項の規則で定める情報は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者(以下この項において「要保護者等」という。)に係る医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- (2) 要保護者等に係る労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)による給付の支給に関する情報
- (3) 要保護者等に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助又は扶助金の支給に関する情報
- (4) 要保護者等に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報
- (5) 要保護者等に係る生活保護関係情報
- (6) 要保護者等に係る地方税関係情報
- (7) 要保護者等に係る社会福祉法(昭和26年法律第45号)による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報
- (8) 要保護者等に係る戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)による援護に関する情報
- (9) 要保護者等に係る私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法、国民年金法(昭和34年法律第141号)又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
- (10) 要保護者等に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する情報
- (11) 要保護者等に係る学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用について

ての援助に関する情報

- (12) 要保護者等に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報
- (13) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報
- (14) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
- (15) 要保護者等に係る母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (16) 要保護者等に係る労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による職業転換給付金の支給に関する情報
- (17) 要保護者等に係る地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
- (18) 要保護者等に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報
- (19) 要保護者等に係る雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報
- (20) 要保護者等に係る中国残留邦人等支援給付等関係情報
- (21) 要保護者等に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費、手当等の支給に関する情報
- (22) 要保護者等に係る介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報
- (23) 要保護者等に係る厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）による年金である給付に関する情報
- (24) 要保護者等に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成16年法律第166号）による特別障害給付金の支給に関する情報
- (25) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報
- (26) 要保護者等に係る石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）による

特別遺族給付金の支給に関する情報

- (27) 要保護者等に係る職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
- (28) 要保護者等に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
- (29) 要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報
- (30) 要保護者等に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月26日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。